

独立行政法人国立公文書館利用等規則 (平成 23 年 4 月 1 日規程第 4 号) 一部改正 新旧対照表 (抄)

(改正部分のみ/傍線部分は改正箇所)

改正後			改正前		
独立行政法人国立公文書館利用等規則 平成 23 年 4 月 1 日規程第 4 号 <u>最終改正 令和 5 年〇月〇日規程第〇号</u> <u>附 則</u> <u>この規則改正は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。</u>			独立行政法人国立公文書館利用等規則 平成 23 年 4 月 1 日規程第 4 号 <u>最終改正 令和 4 年 3 月 25 日規程第 2 号</u> [加える。]		
別表 (第 20 条関係)			別表 (第 20 条関係)		
特定歴史公文書等の媒体	写しの交付の実施の方法	実施手数料の額	特定歴史公文書等の媒体	写しの交付の実施の方法	実施手数料の額
一 文書又は図画 (法第 16 条第 3 項の規定に基づく利用のために作成された	イ [略]	[略]	一 文書又は図画 (法第 16 条第 3 項の規定に基づく利用のために作成された	イ [略]	[略]
		[略]			[略]
	ロ [略]	[略]		ロ [略]	[略]
		[略]			[略]

改正後			改正前		
複製物を含む。)	[削除]	[削除]	複製物を含む。)	ハ-1 スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本産業規格 X0606 及び X6281 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	光ディスク 1 枚につき 300 円に当該文書又は図画 1 枚ごとに 70 円を加えた額
	ハ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本産業規格 X6241 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	光ディスク 1 枚につき <u>1,000 円</u> に当該文書又は図画 1 枚ごとに <u>80 円</u> を加えた額		ハ-2 スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本産業規格 X6241 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	光ディスク 1 枚につき 500 円に当該文書又は図画 1 枚ごとに 70 円を加えた額
二 電磁的記録	イ [略]	[略]	二 電磁的記録	イ [略]	[略]

改正後			改正前		
	[削除]	[削除]		ロー1 電磁的記録として複写したものを光ディスク(日本産業規格 X0606及び X6281 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	光ディスク1枚につき 300 円
	ロ 電磁的記録として複写したものを光ディスク(日本産業規格 X6241 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	光ディスク1枚につき <u>1,200 円</u>		ロー2 電磁的記録として複写したものを光ディスク(日本産業規格 X6241 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	光ディスク1枚につき 500 円
備考 表中の [] の記載は注記である。					